平成29年度 第1回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時:平成29年8月31日(木)

午後2時から午後4時まで

場所:パレス宮城野 けやきの間

〇司会

定刻となりましたので、ただいまより、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。 資料につきましては、事前に配布させていただいていたところではありますが、一部修正 等がございましたので、改めて一式を机上に配布させていただいております。恐れ入りま すが、本日はそちらの資料を基に説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。 お配りしております資料につきましては、会議次第、資料一覧、委員名簿、座席表、関 係課室出席者名簿、資料の1から資料4 — 資料4につきましては、資料4-1から4-3 までございます。その他参考資料としまして、安全・安心まちづくり基本計画の冊子及び リーフレット、現行の「犯罪のないみやぎ各種防犯指針」をお配りしているところでござ います。全て、お手元にお揃いでしょうか。

それでは, 開会に当たりまして, 宮城県環境生活部後藤部長より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部長

みなさんこんにちは。環境生活部部長の後藤でございます。本日はお忙しい中、安全・ 安心まちづくり委員会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また,各委員の皆様方には,日ごろから,犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの各方面での実現に向けまして,様々なお立場からお取り組みをいただいていますことを心から感謝を申し上げます。

さて、県では、平成24年に策定した第2期の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」が平成28年度で終期を迎えたことから、これまでの各種施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえまして、平成29年度 — 今年度から32年度までの4ヵ年の第3期の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を策定したところでございます。

昨年度,委員の皆様におかれましては,3回にわたって御審議いただいたことにつきまして,改めてこの場をお借りして心からお礼を申し上げます。

その第2期の計画におきましては、被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧や子ども・女性の安全対策などに取り組みまして、被災地の犯罪情勢が落ち着きを取り戻したほか、「子どもを犯罪の被害から守る条例」の制定や女性保護に関する圏域ネットワーク連絡会議が県内全圏域で設置されるなど、一定の成果が出てきたかなと考えております。

また、刑法犯の認知件数は着実に減少してきているものの、一方で、ストーカーであり

ますとか、DV事案等、子どもに不安を与える声かけ・つきまとい事案の相談件数は年々増加を見せているところでございます。

また,振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺やインターネット利用に起因する犯罪被害は依然高い水準にございまして,さらに,危険ドラッグなどの違法薬物による健康被害の発生といった新たな課題も生じてきてございます。

こうした課題に対応するため,第3期基本計画では,取組を一層強化していくことにい たしました。

さらに、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例では、基本計画に加えて、安全・安心まちづくりを進めるための具体的な指針を策定することされていることから、平成19年に策定いたしました「犯罪のないみやぎ各種防犯指針」を、今年度改定することといたしました。

本日は、平成28年度の安全・安心まちづくり基本計画関連事業の取組状況を御報告申 し上げ、総括させていただくとともに、今年度改定する防犯指針の内容についても御審議 をいただきたいと考えております。

忌憚のない御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇司会

本日は、18名の委員中、14名の方に御出席をいただいており、過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとまり次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に,本日御出席の委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。なお,今回,初 めての出席となる委員におかれましては,その場で一言御挨拶をお願いいたします。

(ひとりずつ委員を紹介)

〇司会

それでは、本委員会の役割等について御説明させていただきます。

本委員会は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第1項の規定により設置され、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画のほか、安全・安心まちづくりに関する重要事項について審議することを目的としております。

今年度のスケジュールにつきましては、事務局から説明いたします。

○事務局

担当課長の小松でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。すみません が、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の資料1をご覧いただきたいと思います。少し事務的な説明となりますが 御容赦願います。

今年度は2回の委員会を開催する予定でございます。

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」において、県は、安全・安心まちづく りに関する基本計画を定めるとともに、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 を定めることとされています。

基本計画につきましては、先ほどからお話させていただきましたが、昨年度皆様の御協力をいただきまして、策定をさせていただきました。後ほどご覧いただければと思います。

それから、本日の議題であります防犯指針でございますが、策定から10年が経過しま したことから、社会情勢等を考慮して、新計画にあわせて今年度改定することとしていま す。

基本計画の場合は、策定にあたりまして、この委員会への諮問・答申が義務付けられていたところです。防犯指針につきましては、県民の意見を聞くように配慮するとなっており、特に方法については定められておりませんが、日頃から安全・安心なまちづくりに向けた取り組みをされている皆様方の御意見を頂戴いたしたく、本日議題に上げさせていただいた次第でございます。

それでは、資料1でございますが、本日の委員会におきましては、会議内容というところにありますとおり、防犯指針の中間案について御報告させていただきまして、皆様から御意見をいただきたいと思います。

その後、各市町村からご意見を伺いまして、県議会常任委員会に御報告させて頂いたうえで、9月下旬頃から1か月ほどパブリックコメントという形で県民の皆様の意見をいただきたいと考えております。

パブリックコメントにつきましては、県民の意見となっておりますが、委員の皆様や所属する団体でも結構ですので、御意見がございましたら、こちらに御意見をお寄せいただいても結構でございます。

それから、パブリックコメント終了後、事務局におきまして公募意見を反映させた最終 案を策定いたしまして、11月中旬頃になると思いますが、第2回目の委員会を開催させ ていただきます。こちらで最終案の御報告をさせていただきまして、再度皆様の御意見を いただく予定としております。

その後,この指針でございますが、公安委員会と教育委員会とで共同で決定することとしておりましたので、公安委員会での協議を経まして、教育委員会と調整させていただいて、1月の上旬頃に決定する予定としております。その後、県議会の方に再度報告させていただきたいと考えております。

なお、完成した防犯指針につきましては、冊子及びリーフレットにしたうえで、今年度

中に県民の皆様に公開し、活用に向けて PR を進める予定としています。 以上でございます。

〇司会

ただいまの説明について、御質問等はございますでしょうか。

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、以降の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。大渕会長、よろしくお願いいたします。

○大渕憲一会長

議長を務めさせていただきます大渕です。よろしくお願いします。

まず、議事次第3(1)の報告事項の「イ本県における犯罪情勢」について事務局から 説明をお願いします。

○事務局

事務局の吉田と申します。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、「本県における犯罪情勢」についてご説明いたします。資料2をご覧下さい。 資料の1ページですが、こちらには、刑法犯の認知件数の推移をまとめております。県 内の刑法犯認知件数は平成14年から年々減少しておりまして、平成28年は、16、466 件と、平成になってから最小の件数となっています。

なお、認知件数をさらに被害者の属性ごとに見てみますと、平成27年度は女性及び高齢者の被害者数が僅かながらも増加するという宮城県では、全国と異なる動きを見せていましたが、今年度は、その分全国よりも減少率が大きくなっておりまして、27年を加味せず、26年と28年の減少率で比較しますと、概ね全国と変わらない動きを見せております。

次に、2ページをご覧ください。

こちらには、犯罪被害者の年齢層割合の推移をまとめております。

下の全国のグラフを見てみますと、高齢者の割合が増え続けており、一方で20歳未満の割合が減っていることがわかるかと思います。

一方、宮城県は、平成28年度高齢者の割合が減りまして、僅かではありますが、20歳 未満の割合が増えるという国とは逆の傾向を示しております。

先ほど1ページ目で、20歳未満の被害件数は減っていると報告していましたが、この 2つの事象から、今年度の20歳未満の被害件数は減ってはいるものの、減少率が他の類 型よりも低かったということがわかります。 また、微々たる差ではありますが、本県の場合、若干20歳未満の若者が、全国に比べて被害に遭いやすい状況にあるということがわかります。

参考までに申し上げますと、本資料にはございませんが、平成27年国勢調査の結果によりますと、全人口に対する20歳未満の割合は、全国と、宮城県で約17%となっておりほぼ変わりありません。

次に3ページをご覧ください。

こちらには、犯罪被害者の男女比の推移をまとめております。宮城県と全国平均とで大きな違いはないのですが、本県の場合、女性の方が犯罪に遭う割合が、全国に比べて若干高い状況が続いております。

こちらも、参考までに申し上げますと、平成27年国勢調査の結果によりますと、全人口に対する女性の割合は、全国と宮城県でほとんど変わりありません。

次に, 4ページをご覧ください。

こちらには、サイバー犯罪の検挙件数の推移をまとめております。

一番上の不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪には、他人の I Dやパスワードを利用することなどにより、コンピュータに不正にアクセスするような行為が該当します。

2番目のコンピュータ・電磁的記録対象犯罪には、コンピュータに不正な指令を与えて、 他人の口座から自分の口座に預金を移す行為などが該当いたします。

一番下のネットワーク利用犯罪は、インターネットなどを利用した詐欺や児童買春、児童ポルノの頒布などの犯罪を合計した数となっております。

宮城県,全国ともに,不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪とコンピュータ・電磁的 記録対象犯罪については,年によってバラツキがありますが,最も多いネットワーク利用 犯罪は,増加を続けているところです。

また、宮城県、全国ともに、28年度に不正アクセス禁止法による検挙数が大きく増加しております。

次に、5ページをご覧ください。

こちらは、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して被害に遭った児童の数 についてまとめております。ここでいう児童とは18歳未満の方を指します。

出会い系サイトとは、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」――ちょっと長い法律なのですが通称「出会い系サイト規制法」と呼ばれております。――こちらで定義されており、かいつまんで言いますと、面識のない異性との交際を希望する者同士が、互いの情報を閲覧し、電子メール等で連絡が取れる状態にあるサイトとなります。

一方コミュニティサイトは、趣味や興味などの同じ人同士が集まるインターネット上の

ウェブサイトのことで、必ずしも、異性との交際を目的としたサイトではありません。

内容も、例えば、ゲームのキャラクター・アバターとして他の利用者と交流するものから、「ツイキャス」といったサイトのような動画や画像等を配信して、閲覧者と交流するサイト、「ぎゃるる」「ひま部」と呼ばれます面識がない利用者同士がチャットにより交流するサイト等、内容は多岐に渡っております。

そして、コミュニティサイトの中でも、近年被害児童が増えているのが、皆さんも御存知かと思いますが、twitter とか LINE とか Facebook といった同時に複数の友人達と交流する複数交流系と呼ばれているサイトになります。

こちらの統計は、出会い系サイトとコミュニティサイトの合算した数値となっております。年によってバラツキがありますが、県内では、27年度から28年度にかけて増加しています。

最後に、6ページ目をご覧ください。

こちらには、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数と被害金額をまとめております。

平成26年,27年と全国では被害額は減少に転じたにも係らず,当県では件数,被害額ともに,増加傾向にありました。

今年度は、注意喚起の徹底や金融機関等における水際対策の実施などが効を奏している ためであると思われますが、被害額は4億円近い4割減となり、件数も2割以上減少して います。ただし、依然として、高水準で推移していますので、引き続きの対策が必要な状 況です。

なお、特殊詐欺については、29年の上半期の統計が公表されておりますので、資料に も掲載しております。点線部分が単純に上半期分を倍にした数字となっております。

月による発生件数のバラつきや今後の取り組みもございますので、単純な比較はできませんが、この結果を見ますと、国、県ともに、被害額が減少し、一方で件数が増加しているという傾向が見て取れるかと思います。

このことから、1件あたりの被害額は小さくなっているものの、被害に遭う機会が増え ているといった傾向が読み取ることができます。

簡単ではありますが、私からの説明は以上となります。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。宮城県の犯罪情勢について、全国との比較で概要をお話しい ただきました。ただいまの説明について、委員の方から御質問等はございませんか。

○大渕憲一会長

先ほどの説明の中でちょっとわかりづらいと感じたところがあったのですが、2ページ

目の上の表の被害者の年齢別の割合のところをご説明なさったときに、20歳未満の被害者が増えているといったようにおっしゃったように思うのですが、これは割合が増えているというだけで実数は減っているということでよろしいでしょうか。

○事務局

そうですね。実数は減っていますが、割合が増えているという状況でございます。

○大渕憲一会長

他に何かございませんでしょうか。

やはり、全体としましては、サイバー犯罪、インターネット関連の事件が全国的にも当 県でも増えている、それから、特殊詐欺について、依然深刻な状況にあるということが主 な点ではなかろうかと私は思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問がないようでしたら、次に進めさせていただいますが、議事次第3(2)「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成28年度の実績」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

こちらにつきましても、私吉田から説明をさせていただきます。座って失礼いたします。 資料については、資料3になりますが、こちらに入る前に、お手元に配布しております 水色のリーフレット「宮城県の安全・安心まちづくり」を御用意いただけますでしょうか。

こちらは、平成29年3月に策定されました今年度以降の安全・安心まちづくり基本計画第3期の概要をお示ししたリーフレットになっております。詳細につきましては、白い冊子に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

リーフレットの方をお開きいただけますでしょうか。こちらは計画の概要となっておりますが、基本計画は、大項目中項目小項目の3層に系統立てておりまして、大項目にあたりますのが、9つからなる方向性になります。中項目がリーフレット中の緑色の部分にあたります23からなる推進項目、小項目が黄色部分の具体的推進方策になります。

これからご説明する各事業は、この黄色い帯の部分の具体的推進方策のイ、ロ、ハに付随した事業の実績報告となります。

なお、本日御報告するのは、平成28年度の事業実績ということで、今年度から新たに 加わった項目等は反映されておりませんので御了承願います。

それでは資料の3を御用意ください。時間の都合もございますので、主な取組を中心に 説明させていただきます。 はじめに、1ページをご覧下さい。「推進項目(1)県民等への情報の提供等による防犯 意識の醸成」についてですが、こちらにつきましては、『「みやぎ Security メール」などを 活用した情報発信』や、『各地域で開催されています研修会に講師を派遣する』などの取組 みを行っております。

なお、昨年度までは、『宮城県高度情報化推進協議会 I C T 化推進事業』という事業がございました。こちらは、協議会の会員が実施する情報モラル向上に資するセミナー等に対して助成を行うものでしたが、28年度実績がなかったので削除しております。なお、実績がなかったので削除したのですが、本事業は29年度も実施しています。

続きまして、2ページを御覧ください。推進項目(2)になります。『防犯ボランティア活動の中心となるリーダーを養成するための講座』や『学校安全教育指導者研修会の開催』などを行っております。こちらのリーダーを養成する講座ですが、地域安全マップという、「地域の危険な箇所を予めマッピングし、危険な箇所を取り除くことで、犯罪の起こりにくいまちづくりを進める」という考え方がありまして、この地域安全マップの作成教室を行っております。この分野の第一人者である立正大学の小宮教授に講師としてお越しいただいております。

次に、3ページをご覧下さい。推進項目(3)ですが、 毎年、『安全・安心まちづくりに関するネットワークの構築を目的としたフォーラム』を開催しております。11月のフォーラムでは、先ほどもご説明しました立正大学の小宮教授に、「地域の子どもを犯罪から守るために」と題して、講演をいただいております。

次に、同じページの下側に記載があります推進項目(4)ですが、先ほどの『フォーラム等の開催』のほか、『広報誌やリーフレットの配布、啓発DVDの貸与』などによって、 県民の防犯意識の向上を図っております。

次に、4ページをご覧下さい。推進項目(5)になります。

こちらは、『人材育成の講座開催などにより、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり』を推進するとともに、『子ども110番の家の設置促進』などの取組を行っております。

次に,5ページをご覧下さい。こちらは引き続き推進項目(5)になります。

こちらは、『子どもの相談窓口の充実のための、学校へのカウンセラーの派遣』の他、学校安全教室推進事業として、学校安全3領域と呼ばれる「災害安全」・「交通安全」・「生活安全」を網羅した『教職員向け研修会』などの取組を行っております。

次に6ページをご覧下さい。推進項目(6)ですが、こちらは、『消費者教育用の教材や

子ども・保護者向けのリーフレットの配布』のほか,『各学校における防犯教室や非行防止 教室』や『不審者侵入対応訓練』などを行っております。

次に7ページの推進項目(7)ですが、『小・中・高校生等を対象とした情報モラル教育』 や『いじめの未然防止等を目的とした掲示板やSNSの監視』などに取り組んでおります。

次に、同じページの下側の推進項目(8)ですが、こちらは、『子どもを犯罪の被害から 守る条例』を制定し、平成28年1月から施行しております。

この条例では、子どもを犯罪の被害から守ることに関しての、県、県民、事業者の責務 について規定をするとともに、人目につかない場所等への誘い込みやつきまといなど、子 どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為について規制をして います。

この条例の趣旨や内容につきましては、リーフレットやポスターの配布のほか、ラジオ 広報などにより周知に努めております。

続いて、8ページ目の 推進項目(9)になります。

こちらは、『DVについての理解を深める広報啓発活動』を推進しておりますほか、『性暴力被害相談支援センター』において、性暴力被害者等への相談対応や関係機関へのコーディネート等の支援を行っております。

なお、御承知のとおり今年度、110年ぶりに刑法の改正が行われまして、強姦罪等の 性犯罪の要件が大幅に改正されております。

そうした法改正にも対応した支援を現在も行っているところです。

続いて、「ハ 女性の適切な支援のための情報共有化の促進」のところに記載がございますが、県の保健福祉事務所や市町村、児童相談所、警察署などの女性保護に関する各機関の連携を深めるために、平成27年度に、圏域ごとのネットワーク連絡協議会を新たに設置しております。これまで、県内7圏域中6圏域において設置をしておりましたが、平成28年度に最後の仙台圏域にも設置されたことによりまして、県内全圏域で設置されております。

続いて、9ページをご覧下さい。推進項目(10)になります。

まず、高齢者につきましては、『出前講座や防犯講話の開催』、『金融機関等における声がけの推進』、『振り込め詐欺撃退装置の貸与』、『高齢者宅への戸別訪問や電話による注意喚起』など、様々な手段を活用して、お年寄りの方が特殊詐欺をはじめとする犯罪の被害に遭うことを防ぐためにする取組を進めております。

なお、平成28年度から新たに『高齢者見守り対策事業』が加わっております。こちらは、企業や金融機関と高齢者の見守り等に関する協定を締結するとともに、講演会や資料

の配布等を行っています。

つづきまして、障害者になります。こちらは、『障害者110番の開設』による障害者の 権利保護に努めておりますとともに、昨年度は、約1年前に発生いたしました、神奈川県 の相模原における事件を受けまして、県と県警、社会福祉協議会と連携して障害福祉事業 所向けの不審者対応訓練も実施しております。

また,外国人につきましては,『相談センターにおいて,犯罪被害を含めた外国人の困り ごとへの対応』を行っておりますが,昨年度からネパール語とインドネシア語を対応言語 に追加し,9カ国語対応となっております。

つづいて、10ページをご覧下さい。推進項目(11)なります。

こちらは、『学校安全ボランティアの養成講座』、『学校、PTA、防犯ボランティア団体と連携した危険箇所の点検』、『環境浄化活動』、『登下校時の子ども見守り活動』などを継続して実施しております。

つづいて、11ページ目をご覧下さい。推進項目(12)ですが、こちらは、『歩道整備や交差点改良による道路の見通しの確保』や『自転車の盗難を防ぐための街頭防犯キャンペーンの実施』などの取組を行っています。

同じページの推進項目(13)ですが、こちらは、『防犯設備士協会やマンション関係機関等と連携し、防犯性能の高い住宅部品の普及促進や居住者に対する防犯情報の提供』などの取組を行っております。

同じページの推進項目(14)ですが、『防犯カメラなどの防犯機器の導入促進』や『業界団体との連携によるセーフティステーション機能についての情報発信』などに取り組んでおります。

つづいて、12ページ目をご覧下さい。推進項目(15)ですが、こちらは『みやぎ違 反広告物除却サポーターによる、違法なはり紙の除去』や『国分町クリーンアップ作戦等 をはじめとした繁華街の環境美化活動』、などを実施しております。

つづいて,同じページの推進項目(16)になります。こちらは,『駅や旅館,観光案内 所へのポスターの掲示やチラシの配布』により,観光客に置き引き等への注意を呼びかけ, 安心して観光できる環境の整備に努めております。

また、外国人観光旅行者向けの安全情報の提供として、外国語パンフレットとして、あらたに韓国語、タイ語、簡体字が加わり、また、広域観光案内版については、現存22基の表示内容の更新がなされております。

つづいて13ページ目をご覧下さい。推進項目(17)ですが、こちらは『ボランティア活動用品の貸与』などにより、被災地における防犯ボランティア活動の支援を行っております。

同じページの推進項目(18)ですが、こちらは『関係機関等と連携しながら、公共空間の点検と整備』を進めているほか、被災地における配偶者やパートナーからの暴力に関する悩みについて、『電話相談・面接相談』を行っております。

同じく,推進項目(19)ですが,『地域防犯サポーターの委嘱』や,『放課後子ども教室の設置』などにより,子どもが安全に安心して暮らせる環境の整備を進めております。

最後に、推進項目(20)についてですが、『みやぎ花のあるまちコンクールの開催』などにより、住民のふれあい促進や地域コミュニティの環境美化などに取り組んでおります。

駆け足となってしまいましたが、私からの説明は以上となります。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。推進項目がこの段階では20項目ございましたので、 それぞれについての活動の実績を御報告いただきました。委員の皆様から御質問や御意見 等ありましたらお願いします。

少し資料の内容が豊富なので、ご覧いただいて、お気づきの点がございましたら御質問、 御意見をいただければと思います。

〇大渕会長

では、私のほうから。性犯罪に関する法改正が行われたと説明がございまして、それに 対応した支援を行っていると説明があったかと思います。今年度の取り組みではあるかと 思いますが、もしよろしければ御説明をお願いします。

○事務局

共同参画社会推進課で性暴力被害を担当しています大村から説明させていただきます。 本県では、性暴力被害の相談につきまして、公益社団法人みやぎ被害者支援センターに 相談を委託しております。

まず、今回、強姦罪の構成要件が変わりまして、平たくいうと、女性だけではなく、男性も被害の対象になりました。こちらにつきましては、従来からセンターでは男性からの相談も想定しておりまして、男性相談員を土曜日に配置しており、相談を受ける体制とな

っております。

また、警察と連携しまして、そういった方を繋げる業務も引き続き行っております。 加えて、法改正の内容につきましては、相談員の方向けにセンター内で研修を行いまして、法改正に対応できるような準備をしております。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。委員の方々他に御質問はございますでしょうか。 では、もう一点私のほうから。宮城県における、児童虐待にカテゴリーに入る事例といいますか相談件数といいますか、そういった動向について教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課

子育て支援課の相澤と申します。児童虐待につきまして、具体的な数字については、今 手元にないのですが、やはり件数的には、年々増えている傾向というのが、全国的にも宮 城県でも同じ状況であるかと思います。特に心理的な虐待と言いますか、面前 DV とかそう いった種類の件数が深刻さを増している状況にあるかと思います。

以上でございます。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。テレビ等では全国的な傾向と言われていますけども、宮城県でも決して減っているのではなく増えているのではないかという御報告でした。 ほかにございましたらお願いします。

○菅原理意子委員

児童虐待が深刻化しているということですが、その対策として、児童相談所等の職員の数を増やしたり、また、性暴力関係で女性相談員を増やしていると聞いていますが、実際に増えているのかどうか、また、どういった資格を持った方を配置しているのかをお分かりになれば教えてください。

○大渕憲一会長

5ページの下側の「子どもの虐待防止の取組の推進」についての御質問だと思いますが, いかがでしょうか。

○子育て支援課

今,児童相談所の職員に関する手持ち資料がございませんので,申し訳ございませんが, その部分についてはお答えできないのですが,女性相談員につきましては,特に決められ た資格が必要なわけではありませんが,非常勤の相談員を配置しております。

○大渕憲一会長

児童虐待に対応する専門的な支援者を増やしているということはありますか。数字はいいので。

○子育て支援課

昨年,児童福祉法が改正されまして,支援にあたる職員や弁護士の配置について規定された状況にありますので,具体的に何人必要かという資料は今持ち合わせておりませんが,そういった体制の強化については,これから取り組んでいかなければならないと考えております。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。

他のことで何かございますでしょうか。

では、特に無いようでしたら、次の議題に進めさせていただこうかと思いますが、議事 次第(3)「犯罪のないみやぎ各種防犯指針」について、まず事務局から説明をお願いいた します。

○事務局

事務局の菅原と申します。座ってお話をさせていただきます。

私からは「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の改定についてお話をさせていただきます。

説明にあたりまして、説明に使う資料が多いので、まず資料の説明をさせていただきます。

使用する資料につきましては、まず、右上に資料4-1と記載されておりますA3判のカラーの資料となります。

こちらは現在策定中の防犯指針の中間案の概要について1枚にまとめたものとなります。 新しく追加した場所等については、赤線を引いたり、赤で囲ったりしています。

次に資料4-2になります。こちらは現在策定中の防犯指針の中間案の全文になります。 1枚めくっていただきますと目次になっておりまして,追加修正箇所については,灰色 で網掛けをしております。中間案全体を通して,追加修正箇所については,灰色で網掛け をしております。

続いて資料 4-3, 防犯指針の新旧対照表になっております。左側が現行の防犯指針の項目となっておりまして、右側が新しく策定しております中間案の項目になります。こち

ら4-3につきましては2枚構成となっております。

同じく訂正箇所につきましては網掛け・ゴシックとなっております。

主に使う資料は4-1, 4-2になりますが、これに加えて、お配りしております学校のイラストが記載されております、現行の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」と、先ほどの吉田の説明にも使用しました基本計画のリーフレットを用いて説明をさせていただきます。

防犯指針の改定についてお話をする前に、ます、「犯罪のないみやぎ安全・安全安心まちづくり条例」及び「犯罪のないみやぎ安全・安全基本計画」と「犯罪のないみやぎ安全・ 安心まちづくり各種防犯指針」との関係性について説明させていただきます。

最初に防犯指針そのものについて説明させていただきます。

お手元にお配りました,現行の防犯指針は,平成19年3月に策定されたものです。 防犯指針はそれ単独で策定されたものではなく,平成18年4月1日に施行された、「犯 罪のないみやぎ安全・安全まちづくり条例」に基づき策定されたものです。

条例では、犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めるための具体的な指針を策定する こととされていることから、具体的指針として防犯指針が策定されたものです。

次に防犯指針と基本計画との関係について説明いたします。

基本計画と防犯指針との関係につきましては、基本計画は、安全・安心まちづくり活動を促進するため、県民が自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を促進し、県民運動として展開していくための様々な各種施策を体系化して示したものです。それがこちらのリーフレットにある、方向性や各種推進項目となります。

これに対しまして,防犯指針は、学校や通学路、道路、公園、住宅、深夜商業施設、大規模小売店舗、社会福祉施設等の安全対策など,基本計画の個別の項目である方向性や推進項目について犯罪の起きにくい環境を整備するポイントや方法等を具体的に示した,マニュアルに近いものとなります。

この防犯指針を誰がどのように活用するのかですが、県内の防犯関係者はもちろんのこと、各防犯指針ごとに深く関係する、教職員の方、自治体等の道路・公園・駐車場等の管理者の方、住宅を所有する方やマンションのオーナーの方、コンビニオーナー等の深夜商業施設等の管理者の方、大規模小売店舗の店舗責任者や管理者の方や、社会福祉施設等の管理者・施設長の方が、各種防犯指針に示されている、具体的な防犯上のポイントや方法

を確認して防犯体制等の改善を図り、犯罪の起きにくい環境を整備するために、各種防犯 指針を活用していただきます。

それでは、資料を用いまして防犯指針とその改正点について説明させていただきます。 A3 判の資料 4-1 をご覧下さい。

この資料は、中間案の概要となりますが、まずは左上に記載されております「(1) 指針 改定の趣旨」から説明させていだきます。

現行の防犯指針につきましては、「1総則」と「2児童等の安全のための指針」「3道路等の犯罪の防止に配慮した構造・設備等に関する指針」「4住宅の犯罪の防止に配慮した構造・設備等に関する指針」「5深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の総則1つと4つの指針で構成されております。

4つの指針の内容については、後ほどご説明いたしますが、その概要につきましては、 資料 4-1 に記載させていただいております。

現行の防犯指針は平成19年3月に安全・安心まちづくり基本計画(第1期)と同時に 策定されたものです。基本計画はその後、平成24年3月に(第2期)、今年3月に(第3 期)と策定されておりましたが、防犯指針については策定から10年以上改定がなされて いない状況が続いておりました。

一方で県では、基本計画以外にも、犯罪のない安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、防犯カメラの効果的な活用を目的として、平成28年10月に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しております。

防犯指針の策定からは10年以上が経過しておりますが、治安のバロメーターとも言われる刑法犯認知件数は、防犯指針が策定された平成19年の宮城県内の件数が2万9,216件で、昨年平成28年は1万6,466件となっており、防犯指針策定から1万件以上も刑法犯認知件数は減少しております。

これも、県民総ぐるみで犯罪抑止活動を行った結果であると思われます。

しかし、一方で、子どもや女性を対象とした声かけ事案や、県民の身近なところでも空き巣、車上狙い、自転車盗などの犯罪は発生しており、治安に対する県民の肌の不安感は 払拭されているとは言えない状況にあります。 また、防犯カメラやATMの普及、大規模小売店舗等の増加などの社会情勢の変化に加え、昨年7月には、神奈川県相模原市の社会福祉施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件も発生しております。

防犯指針の策定から10年以上が経過し、それに伴い社会情勢も変化していることから、 先ほど説明した基本計画やガイドラインを踏まえて、社会情勢の変化に対応するため、従 来の防犯指針に修正を加えるとともに、新たに「大規模小売店舗等」、「社会福祉施設安全 等」に関する防犯指針を追加し、防犯指針を改定するものです。

以上が防犯指針を改定する理由となります。

次に、主な防犯指針の改定点について説明いたします。

(1) の下の<主な改定内容>についてご覧ください。

1点目は新たに2つ、「大規模小売店舗等」、「社会福祉施設等」に関する指針を追加して おります。

その詳細については後ほど説明いたしますが、概要につきましては、資料4-1の「6」、「7」に記載しております。

それでは、それぞれの指針を追加した理由について詳しく説明いたします。

まず、「6大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」を追加した理由ですが、県内においても、大規模小売店舗が増加しており、かつ大規模小売店舗は周辺の住居から一定の範囲に立地する比較的広大な敷地を持つ施設であります。また、数多くの利用客が来店することから、地域住民や利用者の安全を確保するための対策を推進する必要があるので、新たに防犯指針として追加するものとなります。

次に「社会福祉施設」の防犯指針を追加した理由ですが、先ほども御説明したとおり、 平成28年7月に神奈川県相模原市の社会福祉施設において、多数の入所者が殺傷される という痛ましい事件が発生しました。県内においても日常から高齢者、障害者、児童等と いった、社会福祉施設等の入所者や利用者等の安全の確保のためにも、不審者の侵入を中 心とした様々なリスク対策を推進する必要がありますので、新たに防犯指針として追加し たものとなります。

2点目の改正内容は、新たにサブタイトルとして、「~『入りにくく、見えやすい』を目指して~」を追加しております。

現行の防犯指針にはサブタイトルはついていませんでしたが、その理由について説明いたします。

資料(3)の指針の方向性と記載された欄をご覧下さい。

指針は、犯罪の起きやすい環境や状況に着目し、県民、事業者等の自主的な防犯活動により、犯罪を誘発する要因を除去することで、県民等の安全が図られた安心感のあるまちづくりを目指しているものです。

この防犯指針の方向性の考え方は、基本的に犯罪機会論に基づくものです。

犯罪機会論では、犯罪が発生しやすい危険な場所として、「入りやすく」「見えにくい」場所が、犯罪が発生しやすい危険な場所と考えられているので、その逆の「入りにくく、見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心なまちづくりの推進を目指すことを、県民等にわかりやすく示すために、サブタイルとして「『入りにくく、見えやすい』を目指して」といれたものです。

3点目の改正点は、昨年10月に策定されました「防犯カメラのガイドライン」を踏ま えて、防犯カメラの効果的な活用に関する記載を追加しております。

総則も含めて、6つの指針全てに防犯カメラに関する記載がなされております。

4点目の改正点は、資料には記載されておりませんが、新たに「防犯指針チュック票」 追加しております。

右上に資料4-2と記載された防犯指針中間案をご覧ください。

こちらの内容につきましては後ほど説明いたしますが、まずはチェック票について説明 させていただきます。

中間案59ページをお開き下さい。59ページを1枚めくっていただくと、「児童等の安全の確保のための指針チェック票」と記載されたページが出てきます。

例えばこれは、学校関係者の方などが自分の学校の防犯体制を確認するために使用していただくもので、例えば、「門が施錠されているか」、「門は死角にならない位置に設置されているか」等が記載されておりますので、その概要を、学校関係者の方が確認いたしまして、防犯体制の向上に役立てるというものになります。

「確認項目」の欄に「門(指針11P)」,「受付(指針13P)」と記載されていますが, こちらは,「措置内容」の詳細について指針の11ページ,13ページに記載されていると いうことになります。 このチェック票を新たに作成した理由は、チェック票を用いて県民の方が自ら防犯体制や安全対策について自己診断することによって、防犯上の改善点について把握することができ、犯罪を誘発する要因が除去できるとともに、条例や基本計画で示されている、「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」という基本理念の醸成を図ることを目的として、作成したものです。

以上が主な改定点となりますが、次に防犯指針の改定点の詳細について説明させていだきます。

まずは、「1総則」から説明させていだきます。

総則につきまして、各防犯指針全てに共通する基本的な考え方等が記載されています。 それでは資料4-2防犯指針中間案の1ページ目をご覧下さい。

- (1) は現行では防犯指針策定の趣旨となっておりましたが、「防犯指針改定の趣旨」と修正されております。
 - (2) 基本原則(3) 指針の方向性については、変更はありません。
 - (4) 基本的な考え方について説明いたします。

防犯指針の総則の基本的な考え方については、「照度・見通しの確保」「犯罪被害の対象となる人・者への接近の制御」「地域での住民等の連帯意識・共同意識の向上」「企業・団体等との連携」「防犯設備の効果的な活用」の5つで構成されております。

この内,「照度・見通しの確保」については一部修正,「企業・団体等との連携」「防犯設備の効果的な活用」については、今回の改正で新たに追加されたものです。

改正点について詳しく説明いたしますので、中間案の7ページをご覧下さい。新しく追加しました。「企業・団体との連携について」の項目になります。

犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指す上で,県民総ぐるみで防犯活動に取り組ことが必要となりまして,そのためには,企業の防犯CSR活動が非常に重要になります。

具体例としましては、宅配業者による子ども見守り活動等が想定されますが、その他にも (ロ)に記載しておりますとおり、例えばフリーペーパーを活用した情報提供やインターネットを活用した情報発信等も考えられます。

これ以外にも,企業の特性に応じた,様々な防犯CSR活動が考えられると思われます。

次に8ページをご覧下さい。

ここも新たに追加したところでありますが,「ホ 防犯設備の効果的な活用」について説明いたします。

防犯カメラを始めとする防犯設備につきましては、犯罪の未然防止や検挙に有用なこと が広く認められているところです。

県でも昨年10月に「ガイドライン」を策定し、防犯カメラの効果的な活用の促進を進めているところであります。

また、基本計画のリーフレットをご覧いただければと思いますが、「(18) 防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進」という項目がありまして、こうしたことを踏まえて、新たに防犯指針にも追加したものです。

次に「2 児童等の安全の確保のための指針」の改定点について説明いたします。

新しく追加した項目につきましては、「(2) 通学路の安全対策」の「ハ被害防止教育の 推進」になります。

詳細については、21ページをご覧下さい。こちらについては基本計画の推進項目「(6) 子どもに関する安全教育の推進」にも「子どもの犯罪回避能力の育成等」という項目があ ることから、新たに追加したものです。

参加・体験型の訓練をすることで、声かけ等の誘いを回避する能力を身に付けさせるというものになります。

次に「3 道路等の指針」について説明いたします。

こちらは「道路」,「公園」,「自動車及び自転車駐車場」の3つの安全対策について記載 されておりますが, それほどは大きな修正はありません。

改正点について申し上げます。26ページをご覧下さい。

こちらの「ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備」のところに、網掛けのとおり、「防犯カメラについては、出入りする車両のナンバーや人物の動きがわかるように設置するとともに、「防犯カメラ作動中」などと表示して、防犯カメラを設置していることを示し、犯意の抑制を図る。」ということで、防犯カメラを活用しました防犯対策について記載しております。

次に「4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造,設備等に関する指針」について説明いた します。

中間案28ページをご覧下さい。

住宅の指針については、マンション等の共同住宅と個別住宅に分かれております。 まずは、共同住宅について説明させていただきます。

共同住宅の定義について、現行の指針では「2以上の住戸又は住室を有する建築物をいう」と記載しておりましたが、庁内の住宅の担当課に確認したところ、この説明では長屋と共同住宅の区別がつかないとのことなので、網掛けの部分を追加したものです。

次に29ページをご覧下さい。

共用メールコーナーといういわゆる共同住宅の郵便受箱が設置されているコーナーがありますが、現在ではメールというと電子メールを想定される方が多いと思いますので、わかりやすく「(郵便)」と付け加えております。

また、更に付け加えたところといたしましては、35ページをご覧下さい。

こちらはエレベーターに関する防犯指針について記載されておりましたが、例えば、外部への非常警報装置がどこに設置するべきかという記載がなかったので、子どもや車椅子の方でも使用できる位置ということで明確に記載しておりあます。

次に39ページをご覧下さい。

「ヲ 防犯カメラ」については、現行の指針でも記載されておりましたが、「ガイドライン」の内容に合わせて修正しております。

住宅に関する防犯指針の説明については以上となります。

次に46ページをお開きください。こちらは「5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮 した構造,設備等に関する指針」となります。

深夜商業施設等は主にコンビニを想定していますが、その他にも、まあじゃん屋、ぱちんこ屋等も想定しております。

主に追加したところしまして、49ページをご覧下さい。

現行の指針では、防犯カメラについての記載がございませんでしたので、新たに防犯カメラに関する記載を追加しております。

また「ト 現金自動預払機(ATM)」ですが、10年前に策定されました防犯指針にはATMに関する対策は記載していなかったのですが、10年が経過し、今はほとんどのコンビニエンスストアでATMが設置されていることから、ATMに関する防犯指針を追加しております。

さらに、特殊詐欺被害防止の観点から、利用者に対する声かけ等の注意喚起について触れさせていただいております。

つづきまして52ページをご覧下さい。

こちらが今度新たに追加する「大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造,設備等 に関する指針」になります。

新しく追加しますので、内容的には全て新規になりますが、「5 深夜商業施設等の犯罪

の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」を参考に策定したものです。

但し、深夜商業施設に無い施設につきましては、――例えば53ページの「ト 試着室」 や54ページ「ヌ 子ども広場、ゲームコーナー等」につきましては、施設内の見通しに 配慮して配置するよう記載しております。

最後の指針となりますが、57ページをごらんください。こちらが「7 社会福祉施設 等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」になります。

- 「(1) 安全対策の推進」において、不審者の侵入を中心とした様々なリスク対策を推進 すると記載しております。
- 「(2) 施設利用者の安全を守るための整備」につきましては、主に施設のハード面に対する対策を記載しております。

特に58ページの「ハ 防犯設備の日常の点検」をご覧ください。この中でも一番下の項目ですが、「鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元利用者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする」と記載しております。こちらは相模原の事件が元職員だったということもありまして、パスワード等につきましては随時変更するようにと記載しております。

また, その下に, 防犯カメラについても記載しております。こちらは, 侵入する者の犯意の抑制をするためということでもあります。

次に「(3) 施設利用者の安全を守るための防犯対策」ですが、これは主にソフト面の安全対策について記載しております。例えば、「イ所内の体制と職員の共通理解」の一番下の項目ですが、「緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に通知する。」とあります。これは、不審者や暴れる可能性がある者が侵入してきた際に、急に「不審者だ!」とか「大変だ!」と言うと、相手を刺激してしまう恐れがあることから、例えば、「大きな荷物が届きました」等と不審者本人がわからずに、職員間のみで緊急事態が発生していることがわかるようするためのものです。

その他, 59ページにある, 侵入に備えたさすまたや催涙スプレー等の「ハ 安全を守るための器具等の整備」, 「ニ 安全を守るための訓練の実施」「ヘ 地域や関係機関等との連携」等とソフト面の対策について記載しております。

指針につきましては59ページで終わりまして、それ以降のページはチェック表が用意 されています。 私からの説明は以上となります。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。

私ども委員会では、基本計画に記載されている防犯に関する様々な項目について、どのような事業が行われたかを、先ほどのように、実績の報告をいただいているのですが、今説明がありました防犯指針というのは、もちろん基本計画を踏まえているわけですけども、私の理解では、特に施設の管理者や所有者の方が、防犯という観点で取り組むべき事項、あるいは留意すべき事項をかなり具体的に示したものだというふうに理解しております。

そういった点では、例えばマンションの管理者とか商業施設の管理者については、かなりこれは有効な――このとおりやっていただければ、相当効果があるのではないかと思われる、かなり詳細なマニュアルになっている気がいたします。

委員の方々で、今説明を伺って、御質問等があればお願いいたします。

○竹田英子委員

学校の安全の項目のところで、防犯カメラのことを書いているのですが、現実的に、全 ての学校に防犯カメラが設置されている状況なのでしょうか。

○大渕憲一会長

防犯カメラの学校への設置状況に関する御質問ですがいかがでしょうか。

○スポーツ健康課

学校のカメラの設置状況ですが、昨年の調査によりますと、宮城県では約20%の学校で設置しているという状況です。

○大渕憲一会長

20%ということです。そういった意味では、決して多くない状況ということでしょうか。

この防犯指針では、学校へ防犯カメラの設置を進めていくべきだということなのでしょ うね。

○事務局

そうですね。予算の関係がございますので、可能な限りというところではありますが、 有用なものと考えておりますので、予算の範囲内で設置していただければと考えておりま す。

○竹田英子委員

だいぶ前に娘が中学生の時に、こういうことが話題になりまして、やはり予算という点で、なかなか設置できないということになりました。あれから10年以上が経ちましたし、防犯カメラの設置が有効だということが衆知の事実となってきましたので、防犯カメラについて予算化することについて働きかけていただければと思います。

○大渕憲一会長

という要望でございましたので、受け止めていただければと思います。 他に御意見や御質問がありましたら、いかがでしょうか。

○大渕憲一会長

福祉施設の事件は、多くの方にとってショッキングで、最近も裁判等で話題になっています。この防犯指針の中でも取り上げられていますけど、既に福祉施設への防犯への取組はなされているのでしょうか。もしあるようでしたら御紹介願います。

○事務局

昨年,大和警察署と協力しまして,船形コロニーという県の障害者施設がありますが, そちらで不審者を想定した訓練を実施しております。

また、まだ計画段階ですが、今年度も実施できればなと考えております。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。

〇西條由紀子委員

先ほど学校の防犯カメラの話題がありましたが、実際に防犯カメラがどこに設置されているのか、―――例えば、教室なのか、廊下なのか、校内なのか、校外なのか、一――今まで20%設置されているということですが、そういう点についてわかりますでしょうか。

○スポーツ健康課

把握していません。

○事務局

基本的には、外部から進入を防ぐと言う観点で、死角になるところ、例えば校舎と校舎 の重なりの部分とかになるかと思いますが、可能であれば、後日調べていただければ思い ます。

○西條由紀子委員

もう一つ,57ページの「社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造,設備等に関する指針」のサッシ等への補助錠,あるいは防犯フィルムについてですが,戸建住宅ではそこまで問題にならないのですが,集合住宅や施設等では,消防の指導の上で, つまり,救出と防犯というのが常に相反するところがありまして,場所によっては,補助錠をつけてはダメだと指導されることがあります。個別の建物の設計であるとか窓の位置や使い方によるところではございますが,指針にも一言,補足しておいた方がいいかと思います。

○事務局

了解いたしました。もちろん消防法には則った上でということではございましたが、相 模原の事件の場合は、窓ガラスを破ってから侵入があったという経緯がございましたので、 窓ガラスについては、強化して記載したところでございます。ただ、やはり前提となるの は消防法になりますので、それに則った上での防犯向上対策という形になるかと思います ので検討させていただきます。

○大渕憲一会長

よろしくお願いします。 他にございますでしょうか。

○佐藤善子委員

今回,新たに「社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造,設備等に関する指針」が加えられて,59ページ目の「ニ 安全を守るための訓練の実施」で,「不審者から利用者を守る訓練を,警察官等の協力を得て行っておく」とされています。

先ほどもお話いただきましたが、私ども社会福祉協議会の船形コロニーの方で、大和警察署や障害福祉課の御協力をいただき、県内の障害者施設を含めた120名もの方が参加した訓練を実施していただきました。私どもの職員をはじめ、非常に防犯の意識が高まったという御報告をいただいておりました。本日は生活安全企画課の方もいらっしゃっているということで、改めて関係者の皆様にこの場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○大渕憲一会長

他にいかがでしょうか。

○庄子直委員

先ほどから学校の防犯カメラに関する意見が出ております。防犯カメラは、犯罪の抑止と犯罪の捜査に使われるということが重要だと思うのですが、それに加えて、実際に人が侵入してくるのを監視する――例えば、学校において防犯カメラを設置していても、不審者が侵入してくるのをリアルタイムで監視しないと、不審者の侵入を阻止することができません。

そういう意味で、全体的に防犯カメラの重要性が書かれていますし、やはり防犯カメラ は今の犯罪社会の中では有効なツールだと思うのですが、人的な力をそれに加えていかな ければ、うまく使いこなせないといところがあるのではないかなと思います。

これは当社の事例ですが、藤崎の7階の催事場の横にATMがありまして、そこでおじいさんが、振り込め詐欺の犯人から指示をされて、そこでお金を振り込もうとしていました。そのATMはすぐ隣が売り場だったので、それを見つけた店員がすぐにおじいさんに「やめなさい」と言ったのですが、おじいさんは「いや、息子が困っているんだから」と言って、人の話を聞かずに、最終的に振り込んでしまいました。

ただ、その時点で「これは振り込め詐欺だ」とわかりましたので、おじいさんをそのまま七十七銀行の本店に連れて行って銀行の口座を抑えました。時間にして10分で抑えられたのですが、やっぱり人が横にいて、ちゃんとわかったからこそできたと思います。

当社もATMに防犯カメラはついていますが、防犯センターではそういう事情はわからなかった。そういう意味で、例えば商業施設の指針の中でATMの設置場所が、道路から見えやすい場所とか施設から見通しのいいところとありますが、これに加えて、可能な限り従業員や人がいる施設の横につける、そういう人的な目が行き届く場所、人がいる場所に犯罪を誘発するような施設を配置する必要があるのではないかと私は思いました。

駐輪場も、通常、「端の方に配置して、そこの防犯カメラを設置する」といった対応されていますが、そうではなく、なるベくマンションの管理人室の横に配置するといったことが――経済効率から言うと効率は悪いのかもしませんが、全てに関して、防犯カメラに加えて可能な限り人が見られる場所に設置することがしっかりしてく必要があるのかなと私は思います。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。

○事務局

全くおっしゃるとおりだと思います。特に振り込め詐欺の場合ですと、犯人が、金融機関に行くと金融機関の職員に止められることから、人目につかない大型商業施設のATMに行って振り込ませるという手口もございます。ですので、機械も万能ではございませんので、ハードだけでなく人の目、人の力も加えて犯罪を防いでいくことが重要でございますので、そちらの意見も検討していきたいと思います。

○大渕憲一会長

機械だけに頼らないということでしたが、他にいかがでしょうか。

○藤澤美子委員

防犯カメラに関連することですが、学校は、侵入するポイントが決まっていると思います。ですので、そこをカメラで見てなくても、例えば、人が入ると音がなるとか、ランプが付くとかの機械を設置して効果があるのであれば、防犯カメラを設置するまでの必要はなく、そこまで高額な費用をかけずに対応できるのではないかと思います。

あと、児童等の安全のための指針ですが、「(1) 学校等の安全対策」と「(2) 通学路等の安全対策」となっています。二つしか掲げられておらず、タイトルだけ見ると、平日学校に行っている時だけの対策なのかと思ってしまいます。

ですので、(2)の「ハ被害防止教育の推進」というのがすごく重要だと思います。土日であったり放課後の下校後の夕方の時間というのが、この指針から見えてこないので、

「自分の身は自分で守る」という子どもたちの意識付けと、地域、学校、保護者との連携 というのが大事になってくるのかと感じましたので、その辺もより強化していけたらいい のかと思います。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。カメラ以外の防犯設備について検討してくださいということですね。よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

○齋藤浩美委員

当該防犯指針は主に施設管理者の方など特定の方向けに示されているものなのかどうか をまず知りたいと思いました。

県民の立場として読ませて頂くと、一戸建てや共同住宅などの項目もあるので、防犯面で配慮すべき点など、自分事としてもこの指針を参考にして大事にしていきたいと感じました。

防犯指針(中間案)の内容に関しては、(4)基本的な考え方にイロハニホと項目がありますが、どうしても、目指している考え方と推進の体制が混在しているように受け取れます。

考え方については、見通しの確保、接近の制御、被害対象物の強化がまず大切で、先に、 庄子委員や事務局ご指摘の通り、地域での人による見守り活動のようなものが一体となら ないと防犯指針がうまく運用していかないのではないかと思うので、領域・地域を強化す るという点もここで打ち出した方が良いと思います。 指針に網羅された項目全ては、これら4点に集約されるように思います。

この指針が、県民のもとに届けば、暮らすものの立場としても、地域を見守る役員の立場としても、「あっ、こんな形で防犯を考えていけばいいのだな」と県なりの考え方が大きな骨子としてわかりやすく伝わると思います。

県の考え方が理解できれば、項目の2~6にある施設などにおいて、ハード面で注意すべきことがより見えやすくなるのではと感じます。

防犯カメラに関しては、「防犯設備や防犯カメラの効果的活用」を(4)基本的な考え方の項目の一つとして入れるのではなく、考え方に添った取り組み全体を効果的に強化するためという位置付けで、別建てにしたほうが良いと思います。

それに、県や住民、事業者の連携の体制を始めに打ち出して頂ければと思います。

また、この指針は、条例や、基本計画に定められた施設の部分に関するものであることは全体を読めばわかるのですが、これだけになってしまうと、他の空間はどうなるんだろう、公共的な、例えば図書館とか駅とかそのようなところはどうなるんだろうと素朴な疑問が浮かんでしまいます。

是非、その辺り公共空間全体の防犯に努めていくという方針をまず一つ打ち出し、その上で、犯罪状況なり状勢に合わせて強化していく部分をこの防犯指針に示しているということをうたっていただければ(記載して頂ければ)県民としてはわかりやすいのかなと思います。すみません。長くなりましたけれども、ご検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

〇大渕憲一会長

今いろいろご指摘があった中で、確かに駅とか公共施設に関しての防犯関連はこの指針 の中にはどこに該当するのか。

○事務局

駅とかについても明確に防犯指針の中には今回は入っておりません。

というのも、基本計画のすべてを網羅しているわけではなくて、特に、犯罪被害の多い と思われるところをピックアップして防犯指針を作成しているものですから、今回駅に関 して例えば強く押し出して書いているところはございません。ただ、防犯カメラの活用と かそういうところに関してはそういった駅も含めてすべてに共通するものになります。

○大渕憲一会長

今の御質問にも関連しますが、この指針ができたとして、これをどのように活用するかということだと思います。県民の下に届けて欲しいと言う話もありましたが、学校とか福祉施設等については出来上がった指針が管理者の元にすぐ届くと思いますが、商業施設やマンションや、あるいは、さらに一軒家となった場合に、この情報とかマニュアルが、ど

んな形で活かされていく予定なのかを教えてください。

○事務局

当然,住宅の一戸建てもマンションもございますので,住んでいる住民の方も気をつけていただきたいという思いはあります。

それで、実際の PR 方法につきましては、県の広報誌として住民の方向けの「県政だより」 がございますし、色んな媒体を活用して行っていきたいと考えております。また、市町村 にもお知らせをして、市町村からも住民の方に広めていただきたいと考えております。

また,住民以外の各項目に特化した部分につきましては,学校であったり,道路の管理者・設置をされる方とか,住宅の施工事業者さんとか,深夜商業施設であればコンビニエンスの協会があったり,大規模店舗でもそういう協会がございますので,そういったところを通じて分野ごとの PR を行っていきたいと考えております。

また社会福祉施設については, 高齢者, 障害者, 子どもとございますので, それぞれの 各団体や担当課を通じて普及を図っていきたいと考えております。

そういう意味では、作るところも大事ですけど、普及がかなり大事かなというふうにか んがえております。

それから齋藤委員の御質問の件でございますが、確かに、基本的な考えについては、整理ができていないところもあると思いますので、今日いただいた意見を踏まえまして、項目立てとか見せ方・わかりやすさという部分もあるかと思いますので、その辺を事務局で検討させていただければと思います。

○大渕憲一委員

ありがとうございました。

だいぶ時間も差し迫ってきました。非常に有意義な意見が出ておりまして、改定作業が 大変であると同時に有意義なものになる気がしてきましたが、他にいかがでしょうか。

○庄子直委員

細かいところですけども、26ページの駐輪場の件で、丸の二つ目の「駐車場の設置者等は、チェーン用バーラック、サイクルラックの利用を徹底する。」とありますが、これは、「駐輪場の設置者等は、表示等によりチェーン用バーラック、サイクルラックの利用方法を徹底させる。」とした方がいいのではないかと思います。バーラックがあっても、使い方がわからない方が、自分の自転車の鍵をかけるだけになってしまいます。

私もスポーツ自転車に乗っていますが、スポーツ自転車の例からすると、一番自転車を 盗られない方法は、地球ロックと言います。要は、地球から生えているもの――ガードレ ール等に、自転車を引っ掛けてとめることを地球ロックと言います。そういう固定物に必 ずとめておくと何とか盗られなくなるので、使い方を表示して使ってもらう必要があると 思います。ですので、この文章はそのように変更した方がいいかと思います。

さらにバーラックは、低いと簡単にチェーンカッターで切られます。泥棒は、大きなペンチを持ってくるのですが、低いところにチェーンをかけていると、地面をてこにして押して、簡単に切ってしまいます。

ですので、専門的に言わせてもらいますと、私は、バーラックを使わずに、高いところ にあるものにチェーンをとめています。 そういう意味でも、だんだん改善していく必要が あると思います。

少なくとも、使い方については、きちんと表示する必要があると思いますので、文章を 直した方がいいと思います。

○事務局

おっしゃるとおりだと思います。

○大渕憲一会長

非常に有意義なアドバイスで、全く思いつきもしませんでした。

他にいかがでしょうか。

今, 庄子委員から御指摘がございましたが, この指針はかなりのボリュームがございますので, 委員の皆様も, 後で見ていただくと, 文言等も含めて気になるところがあると思います。

この後、パブリックコメントもございますので、委員の皆様も、もう一度この原案を見ていただいて、お気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

全体的な討論についてはそろそろにしたいと思います。

○八幡悦子委員

資料3の実績についてですが、私は特に8ページの部分に関係があります、DVと若者への性暴力の啓発、それから夜間休日の相談に係らせていただいております。環境生活部からは県内の女性の面談相談。子育て支援課からは地方の啓発、面接相談、講演会等の委託を受けて実施しております。

啓発の効果もあり、震災後、宮城県は人口当たりのDV・ストーカーの相談件数は日本一です。ずっと増加傾向にありました。去年ちょっとだけ下がりましたが、依然高止まりです。これは良いことだと思います。まだまだ、相談受けますと、「こんなにひどいのに我慢していたのだ」と思う例がたくさんあります。また、ある地方で啓発の講演を開催していたのですが、隣の建物の施設職員が、地元なので言えなくて、仙台に来て保護され生活保護を受けていたというケースもあります。地元を避けて、地区を越えて面談相談に来ています。もっとDVの事例があるのです。3人に1人がDVに関係しており、20人に一

人が命の危険を感じているのです。まだまだ氷山の一角です。

ですから私は、警察や相談窓口に相談があることは良いことだと思います。その結果殺人事件がなくなることが一番良いのです しかし、毎年1件以上DV殺人事件が起きています。そしてそれに巻き込まれた子どもがいるということです。

また、警察に児童虐待の相談が増えているということも、私は良いことだと思っています。DV相談を受けましたら、私たちはすぐに警察に行くように伝えます。そして、面前 DV・精神的暴力ということで、警察は必ず児童相談所に通報しているので、件数が上がっているのです。これが全て、保護や介入に繋がっている訳ではないのですが、少なくとも埋もれていたものが露出してくるのは良いことです。まだまだ言えないケースがあると思います。私は、「件数が多いことがよいことです」と解説しています。ある県内の地方都市の担当部署の課長さんが、「おかげさまで相談が増えてきました」とおっしゃいました。私は、啓発がうまくいっているからだと思います。

○大渕憲一会長

なるほど。よくわかりました。つまり、件数が増えているということは、事態が悪化しているわけではなくて、むしろ改善に向かっている面もあるということですね。

他にいかがでしょうか。

とりあえず、提案されました防犯指針の改定版につきましては、色々と御意見がございましたので、事務局において、受け止めていただいて、今後の改定作業に役立てていただきたいと思います。

また、委員の方には先ほども申し上げましたが、今後、お気付きになることがございま したら、遠慮なく事務局に質問等していただいて、この改定作業に積極的に御参加いただ ければと思います。

短い時間ではございましたので、委員の方々も言い尽くせないこともあるかとは思いますが、とりあえず、この場での議論は以上にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 どうもありがとうございます。それでは、お返しいたします。

〇司会

大渕会長、長時間にわたり、ありがとうございました。

本日委員の皆様からいただいた御意見や御提言を踏まえ、防犯指針の最終案を作成してまいりたいと存じます。

なお, 11月の第2回目の委員会につきましては, 9月末頃に日程調整をさせていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

続いて、次第の4のその他でございますが、本日の次第の中で、改めて御質問や御意見 等ございましたらお願いいたします。 また、本日の議題にかかわらず、安全・安心まちづくりに関して委員の皆様に情報提供したい事項等がございましたらこの機会にお願いいたします。

○大渕憲一会長

新しい委員の方もいらっしゃいますので申し上げますが,前の委員の方々に,メール等,連絡先を交換しあって,各団体等がイベント等を行う時にご案内を差し上げたらどうでしょうかと提案して,昨年委員の方々の連絡先をお互い交換しあいましたけども,もしよろしければ,今年もそうさせていただこうと思います。

もちろん御自由にでけっこうですけど,各団体がそれぞれ安全・安心という問題に取り 組んでおりますので,相互にイベント等を紹介しあうのもいいのではないかと思います。

後ほど、事務局にお願いいたしますので、もしよろしければ御協力のほどよろしくお願いいたします。

○八幡悦子委員

よりそいホットラインのチラシを持ってきましたので、配布してもよろしいでしょうか。 若者の自殺が増えております。そのことに関するイベントのチラシです。

また、刑法改正に伴い、ハーティ仙台では、性犯罪の相談が増えております。さらに、AV 問題も自殺につながっております。仙台市にも事務所がございます。その勧誘には、中学・高校時代に撮影されたリベンジポルノも関係しております。仙台市の中高生向けの新リーフレット「デート DV」の作成にかかわらせて頂きました。それには「自撮り被害」を入れていただきました。新聞を見ると、沢山の自撮り被害事件が掲載されております。ですから、仙台市の中高生向けリーフレットには、自撮り被害とリベンジポルノを入れていただきました。お宅に中学生がいない方は見たことがないかと思い、持参いたしました。以上です。

〇司会

ありがとうございました。

メールにつきましては、改めて事務局から御連絡させていただきますので御協力の程よろしくお願いいたします。

また、お配りしております資料等につきましても、ご覧になっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

それでは,以上で,本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。 ありがとうございました。